

# 第3章 道徳

## 中学校学習指導要領 第1章 総則 第1-2 (抄)

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

2つセットで道徳教育の目標

## 中学校学習指導要領 第3章 道徳 第1 目標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

[※下線部は新たに加わったもの]

### 1 改訂のポイント

#### 「総則」の主な改訂箇所

- 道徳教育は、生徒の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて行うが、「道徳の時間がその要である」ことを明記
- すべての教科等において、「第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、当該教科等の特質に応じて適切な指導をすること」と規定
- 法改正による「道徳教育目標」の追加

「伝統と文化を尊重」  
「我が国と郷土を愛する」  
「公共の精神を尊ぶ」  
「他国を尊重する」  
「環境の保全に貢献する」

- 中学校の道徳教育で重視することの追記

・“道徳的価値に基づいた”生き方  
・“職場体験活動”等の豊かな体験を生かした道徳性の育成  
・自他の生命の尊重  
・規律ある生活  
・自分の将来  
・法やきまりの意義の理解  
・主体的に社会の形成に参画  
・国際社会に生きる日本人としての自覚

#### 「道徳」の主な改訂箇所

- ◇“道徳の時間においては、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成する”ことを目標へ明確化した。
- ◇「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。」と示した。

23項目 → 24項目

#### ●新たに付け加えられた内容項目

- 2- (6) 「多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。」

#### ●改善が図られた内容項目

わかりやすく整理。内容項目の軽重や序列ではない。

- 2- (2) 「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。」
- 2- (5) 「それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。」
- 3- (1) 「生命の尊さを理解し、かけがえない自他の生命を尊重する。」
- 3- (2) 「自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。」
- 4- (1) 「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」
- 4- (2) 「公德心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。」
- 4- (3) 「正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。」
- 4- (4) 「自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。」

## 2 指導計画作成上の留意点

### (1) 指導計画作成の基本方針

- 道徳の指導計画については、「道徳教育の全体計画」と「道徳の時間の年間指導計画」を作成する。また、全体計画を各学年や学級で具体的に推進するための指針として「学級における指導計画」を作成することが望まれる。
- そのために、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全教師が協力して道徳教育を展開するために、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心として「道徳教育の全体計画」とそれに基づく「道徳の時間の年間指導計画」を作成する。

より積極的な位置付けを

### (2) 道徳教育の全体計画作成上の創意工夫と留意点

#### ■ 全体計画とは

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校の道徳教育の基本方針を具現化するために

- 学校として特に工夫し、留意すべきことは何か
- 各教育活動がどのような役割を分担するのか
- 家庭や地域社会との連携をどう図っていくのか

を総合的に示したものである。

#### ■ 全体計画の内容

##### [基本的把握事項]

- ア 教育関係法規の規定，時代や社会の要請や課題，教育行政の重点施策
- イ 学校や地域の実態と課題，教職員や保護者の願い
- ウ 生徒の実態や発達の段階等

##### [具体的計画事項]

- ア 学校の教育目標，道徳教育の重点目標，各学年の道徳教育の重点目標
- イ 道徳の時間の指導の方針
- ウ 各教科，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針，内容及び時期
- エ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連
- オ 学級，学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針
- カ 生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法
- キ 家庭，地域社会，関係機関，小学校・高等学校・特別支援学校等との連携方針等
- ク 道徳教育の推進体制 など

- 校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える
- 道徳教育や道徳の時間の特質を理解し，具体的な取組を明確にし，教師の意識の高揚を図る
- 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする
- 生徒の実態を踏まえ，保護者及び地域の人々の意見を活用することや，学校間交流，関係諸機関との連携に心掛ける
- 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

#### ● 道徳の時間の授業公開を！

～「いつでもどこでも」を合い言葉とした開かれた学校に～  
道徳の時間は道徳教育の<sup>かなめ</sup>要であり，その授業を公開することは，学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得るためにも，きわめて大切である。

## (3) 道徳の時間の年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

## ■ 年間指導計画とは

年間指導計画は、道徳の時間の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、生徒の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。

具体的には、道徳の時間に指導しようとする内容について、生徒の実態や多様な指導方法を考慮して、各学年ごとに主題を構成し、それを年間を見通して適切に位置付け、配列し、展開の概要(大まかな要点)等を示したものである。

## ■ 年間指導計画の内容

## ◎ 各学年の基本方針

## ◎ 各学年の年間にわたる指導の概要

ア 指導の時期	イ 主題名	ウ ねらい	エ 資料
オ 主題構成の理由	カ 展開の概要及び指導の方法		
キ 他の教育活動等における道徳教育との関連		ク その他	

■ 年間指導計画は主題配列の一覧表のみではなく、展開の概要等を含むなど各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが望ましい。

- 年間授業時数を確保できるようにする
- 主題設定と配列を工夫する
- 計画的、発展的指導ができるように工夫する
- 内容の重点的な指導ができるように工夫する
- 生徒が自ら道徳性をはぐくむことができるように工夫する
- 弾力的な取扱いについて留意する

時期、時数の変更、ねらいの変更、資料の変更、学習指導過程、指導方法の変更等(指導者の恣意による変更、あらかじめ年間指導計画の一部を空白にしておくことは避けなければならない。)

- 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

## (4) 学級における指導計画

学校における道徳教育を効果的に行い、生徒のよりよく生きようとする力を育てるために、学年共通の基本方針を踏まえながら、学級における指導計画を作成することが望まれる。

学級における指導計画は、教師や生徒及び保護者の願いが具体的な形で生かされ、一人一人のよさを引き出し育てるための方策が示され、家庭でも有効に活用されるように工夫する必要がある。

## (5) 指導内容の重点化における配慮と工夫

- 道徳教育を進めるに当たっては、今日的な課題を踏まえ、中学生という発達の段階や特性等に応じて指導内容の重点化を図る。
- 道徳的価値の基づいた「人間としての生き方についての自覚」は全学年を通じ、学校教育のあらゆる機会をとらえて指導することとともに、すべての内容項目が「人間としての生き方についての自覚」とかかわるように配慮しながら指導する。

## ■ 指導内容の重点化のために配慮すること

- ・ 生徒の自立心や自律性を育成する
- ・ 自他の生命を尊重する心を育成する
- ・ 規範意識を育てる
- ・ 社会参画への意欲や態度を身に付ける
- ・ 国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける

### 3 Q & A

#### Q 1 道徳教育の全体計画はどのようなものですか。

今回の改訂では、これまでの全体計画に加えて、各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容・時期及び道徳教育にかかわる体験活動・実践活動の時期等が一覧できるもの、また、道徳教育の推進体制や家庭・地域との連携のための活動が分かるものを別紙にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものをとすることが求められています。

→解説道徳編p.67～71

#### Q 2 道徳教育推進教師とは何ですか。

道徳教育推進教師は、校長の道徳教育の基本方針の下、道徳の時間の指導、各教科等における道徳教育、家庭や地域との連携等の推進上の課題に合わせた組織や、学年ごとに分かれて推進するための組織がそれぞれ機能する体制をつくり、教育活動全体で行う道徳教育の充実を図るための核となる教師のことです。また、それぞれの教師が主体的にかかわるための道徳教育推進のチームをつくり、各教科等・生徒指導・保健指導等との関連を図った体制とすることなども考えられます。

→解説道徳編p.65～66

#### Q 3 重点的な指導とはどのようなことですか。

重点的な指導については次の3つの段階が考えられます。まず、中学校の道徳内容は中学校段階で学ぶべきに道徳性を重点化したものであること、次に各学校では生徒や学校の実態、学校の特色などを考慮し、道徳教育重点目標や各学年の指導目標を設定し、より計画的な重点的指導を推進すること、さらに、小学校と同様に生徒の自立心や自律性、生命を尊重する心の育成を共通の重点内容として押さえるとともに、規範意識、社会参画への意識や態度、国際社会に生きる日本人としての自覚などの内容を生徒の発達の段階に応じて重点化して取り組む必要があります。

→解説道徳編p.37～39, 79～81

#### Q 4 職場体験活動などの「体験活動を生かす」とはどのようなことですか。

各教科を含め、総合的な学習の時間や特別活動で行われる職場体験活動や自然体験活動などの体験活動は、その目標や内容に応じて様々な道徳性がはぐくまれています。その中で道徳教育の指導内容と深く結びつく体験を豊かな体験として、その体験で感じたことや考えたことを道徳の時間で補充、深化、統合することにより、道徳的価値をより深く自覚することができ、生徒の道徳的実践力の内面化を図ることができます。ただし、体験活動を道徳の時間に行うことを意味するものではありません。

→解説道徳編p.96～98

#### Q 5 道徳の時間の魅力ある教材の開発や活用について、配慮すべきことはどのようなことですか。

道徳の時間の教材としての要件については「解説道徳編p.98」に詳しく記載されていますが、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とした、生徒に感動を与える教材が例として掲げられました。また、自作資料については、教材としての要件に沿って、日常の報道や書籍、身近なできごとに関心をもって、柔軟な発想をもって教材を広く求める姿勢をもつことが大切です。

→解説道徳編p.98～100

#### Q 6 道徳の時間における表現し考えを深める指導とはどのようなことですか。

道徳の時間においては、生徒の体験や資料上の主人公の言動などに対する感じ方や考え方について語り合いを深めることが学習の中心となることが多くあります。その中で自分の考えを伝え、友達の考えを聞き、話し合うことで、適切な言葉を選択し表現する能力が高められます。さらに、自分の考えをまとめて友達に分かりやすいように書いたり発表したりする表現の機会を設けることで、生徒が主体的に道徳的成長を実感することができるのです。

→解説道徳編p.100～102

#### Q 7 「心のノート」はどのように活用したらよいのですか。

「心のノート」を活用することにより、生徒自らが道徳的価値について気付き、考え、発展していくことが期待されます。その活用場面として、①学校や家庭での日常生活、②各教科の学習、③道徳の時間、④総合的な学習の時間や特別活動など、様々な道徳教育の場面での活用が可能です。道徳の時間では、導入や終末での活用が効果的です。

→解説道徳編p.100